

一議長へ奇矯手巻

御恩儀ハレと認めます。さう議案第百六号は原案通り可決いたしました。

一議長へ奇矯手巻

今日の日程は全部終了いたしました。用会を宣する前に町長及び御挨拶願います。

一町長へ横古清蔵

理事御審議にたゞすべく誠にありがとうございます。今後の事業拡張にあたりましては万意を用いまして遺憾なきよう期してまいりたいと思っております。今後とも御相談申し上げる点があると思っております。誠にありがとうございます。本日午後三時三十分より臨時会を開会いたします。長町町一議長へ奇矯手巻

御協力いただきまして誠にありがとうございます。

午前十一時 十三分

右会議の次第は書記市川昭利の記載したものとある及びの内容が正確であることを証するためここに署名する。

昭和三十一年十一月二十五日

福生町議会議長 商 齋 平 孝 昌

議員 油 生 保 珠

議員 塩 新 鉄 之 次

議員 大 沼 秀 伍



大正十一年
十二月十五日



昭和三十一年

十二月十五日

第四回 福生町議会定例会之議録

第四回定例

昭和三十一年十二月十三日第四回福生町議会定例会
場会議室に招集された

一 本招議員は次の通りである

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 一 番 中村國大 | 二 番 岩田 博 | 三 番 大野行夫 |
| 四 番 斎藤 博 | 五 番 川辺忠藏 | 六 番 村野 弘 |
| 七 番 細淵晋一 | 八 番 上石捨吉 | 九 番 岸 茂 |
| 十 番 杉本皆雄 | 十一 番 大久保一郎 | 十二 番 堀川 実 |
| 十三 番 林 幸男 | 十四 番 加藤清一 | 十五 番 笹本益夫 |
| 十六 番 高崎豊吉 | 十七 番 小堺仁七 | 十八 番 石川信義 |
| 十九 番 神野藤 操 | 二十 番 堀野鉄之助 | 二十一 番 大沼秀伍 |
| 二十二 番 中西虎藏 | 二十三 番 田村匡雄 | 二十四 番 高橋千春 |
- 一 本招議員は次の通りである

不応招議員なし

出席議員は次の通りである

出席議員は不応招議員と同じである

出席議員は次の通りである

出席議員は不応招議員と同じである

議会議務局の取負は次の通りである

事務局長生子國利 書記沢正次郎 市川昭利

地方自治法第百二十一条の規定により会議事件説明のために

出席を求めたものは次の通りである

町長瀬古清藏

助役川窪金吉

助役篠崎俊夫

収入役大野忠一

金務課長貫井花代次

都市計画課長梶本孝藏

水道課長高水 求

財政課長森田 猛

民生課長町田倍二

住民課長古谷徳男

税務課長上野重勝

土木課長猪俣清吉

教育課長 田村忠雄

産業課長 島田 猛

本日の議事日程は次の通りである

日程第一 会期の決定について

日程第二 会議録署名議員の指名について

日程第三 福生町職員退職手当支給条例の一部を改正する

条例について(議案第一〇八号)

日程第四 福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(議案第一〇九号)

日程第五 福生町国民健康保険特別会計才入才出追加更正

予算(案)第一回(議案第一一〇号)

日程第六 福生町伝染病院組合規約の一部を改正する規約について

(議案第一一一号)

日程第七 業務委託に関する契約書の同意方につて（議案第一二二号）

日程第八 予算外義務負担につて（議案第一二三号）

日程第九 予算外義務負担につて（議案第一二四号）

日程第十 予算外義務負担につて（議案第一二五号）

日程第十一 町立衛生第一小学校機械室熱風口工事及特別教室設備工事契約につて（議案第一二六号）

日程第十二 福生都市計画熊川公園整備工事契約につて（議案第一二七号）

日程第十三 五丁高架替工事契約につて（議案第一二八号）

日程第十四 寄附受領につて（議案第一二九号）

日程第十五 決算の認定につて（議案第一三〇号）

日程第十六 福生電報電話局職員人事異動に伴う請願書

（請願第十号）

日程第十七 駐留軍関係離職者対策拡充に関する陳

情書（陳情第八号）

日程第十八 年米平当に関する陳情書（陳情書第五号）

日程第十九 年米平当に関する陳情書（陳情書第六号）

日程第二十 年米平当に関する陳情書（陳情書第七号）

（本日の会議事件は次の通りである）

議事日程に同じである

（議長）年米平当九時十六分

（議長）高橋千春（年米御多忙中多数御出席いたゞき誠にあり）

かとういふまいしたにたいまから昭和十八年度第四回福生

町議会定例会を開きます。出席議員は現在二十四名で

ございます。よつて本日の会議は成立いたしました。たいちに

本日の会議を開きます。

日程に入る前に町長から御挨拶願います。

町長(瀬古清蔵)議員各位におかれましては年末御多忙中御出席承りあつく御礼申し上げます。

本日十二議案が出ておりますが特に三十七年度の決算認定を願うことになっておりますので充分御審議願ひ御可決あらんことを願う次第でございます。

議長(高橋千春)日程第一会期の決定について議題に供します
本会期につきましては議会運営委員会におき検討されて
おりますので委員長から御報告願います

一十九番(神野藤操)御指名によりまして委員会の結果を御報告
申し上げます。十二月九日に委員会を開催し今回の
定例会について諸願、陳情等について慎重審議いたしました
結果、お手もとに配布した通り委員の一致をみております。

会期につきましては日程第三、第四、第六、については法律上の
改正であり日程第七から第十三までは各担当委員会におき
大体協議されたものであります。又日程第十から十二までの
諸願、陳情につきも担当委員会に付託されるものと考え
られ、その中で過去の経過からみて大体一日で終るものはないかと
思っております。会期については十二月十三日、一日と決定いたしま
した。よつて本委員会の目的達成のために円滑なる議事
進行の御協力をお願いし報告を終ります。

議長(高橋千春)たいへん委員長から報告されました通り十二月
十三日一日間と決定いたしましたと思っておりますがこれに御異議あ
りませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春)御異議なしと認めます。よつてさよう決定。

いたしやう。

議長(高橋千春) 日程第二会議録署名議員の指名を行います。

署名議員の指名は会議規則第九十七条の規定により議長
において指名いたします。ニヤニ番中内議員ニヤニ春田村
議員一番中村議員以上三名の方をお願いいたします。

議長(高橋千春) 日程第三福生町職員退職手当支給条例の一部
を改正する条例について議案第百八号を議題に供します。

議長(高橋千春) 議案の朗読を省略し理事者からの提案の説明
を求めます。

一助役(篠崎俊夫) 議案第百八号福生町職員退職手当支給条例
の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

福生町の職員が退職した場合における退職手当の計算方法
は職員退職手当支給条例の中において細かくしかも具体

的に規定しておるのですが、民間労働者との割合合いを

考慮し半半以上勤続した職員が退職后最高一年間失業し
ている場合において、すでに支給いたした退職手当の額が失

業保険法の定めるところの失業保険金の額に未だない場合
はさらにその差額を退職手当として支給することかできるという

規定を現在条例の中に規定しておるのですが、これを要

約して申し上げると公務員に對しても民間の労働者が受け
ることかひざる失業保険金の金額にだけはあらずとも退職手当
として支給しようという趣旨に基くものでございます。

ひるがえりまして過日失業保険法の一部改正によりまして

民間の労働者が失業した場合には現在失業保険金のほか
に再就職の場合には就職支度金というものを求しておるが、
ございませうがそれ以外にも一定の場合にこの条例改正案の

第十三条の七項に手当の種別がうつており、かつた技能
修得手当、寄宿手当、傷病手当、給付金、移転費等も
失業者に支給することと規定が改正されてある
八月一日から施行になると伴ひ、それに即ちしたし、國家公務
員の退職手当につきましても、失業保険法で定める第十三条
の七項にうつており、新しい四つの給付を含めての合計額を
すむに支給した退職手当の額が、失業保険法に定める失業
者に給する給付金額が下まわるような場合には、その差
額を退職手当として、國家公務員に対して支給することと
規定するといふように改められたのでございします。従つて、福生
町におきましても、國家公務員退職手当制度になつてしまつて
退職手当の支給、本例を本案の通り改正しようとするもので
ございまして、實質的を改正といふのはたいへい、申し上げた

第七項の關係でございまして、その他の本項は本文の整理に
といふものでございします。第七項に記載されておりました失
業保険法の改正により、八月一日から新たに退職手当として
支給することと規定することにより、その範囲は第一項の
技能修得手当でございまして、これは支給資格者が公共職
業安定所の指示した公共職業訓練等を受ける場合は
その期間中に原則として一日七十日の割合で支給され
る手当でございします。二ヶ月未満は四十日というようにこと
が規定されておるのでございします。が、別途失業保険法の施行
規則におつて、労働大臣が定めておる額でございします。次の第
二項の寄宿手当は、支給資格者が公共職業安定所の指示
した公共職業訓練等を受けるため、そのものにより、生計
を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合